

令和7年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月9日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	中 村 美 穂 議員	2 番	檜 鼻 貴 博 議員
3 番	速 水 真由子 議員	4 番	松 本 弘 康 議員
5 番	久 保 幸 子 議員	6 番	岩 本 克 己 議員
7 番	谷 川 暢 一 議員	8 番	川 島 富士夫 議員
9 番	倉 谷 明 議員	10 番	増 井 文 雄 議員
11 番	藤 田 正 美 議員	12 番	熊 谷 勘 信 議員
14 番	北 原 武 道 議員		

2. 欠席議員

13 番 辻 岡 正 和 議員

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書 記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総務課長兼 会計管理者	竹 内 正
総合政策課長	岸 本 晃 浩	観光商工課長	田 中 啓 司
税務住民課長	中 西 みや子	環境安全課長	中 村 辰 也
健康医療課長 兼福祉課長	池 田 和 哉	建 設 課 長	吉 村 卓 也
上下水道課長	飛 永 浩 志	産業振興課長	中 村 和 幸
パレオ文化課長兼 子育て支援課長	山 本 裕 之	歴史文化課長	松 宮 登志次
教育委員会 事務局長	宮 田 雅 秋		

5. 議事日程

第1号

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

第1号の追加1

- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第 3 会期の決定について
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 発議第1号 広報特別委員会の設置について
- 追加日程第 6 発議第2号 原子力発電安全対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 7 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について
- 追加日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第10 広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第11 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程第12 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第13 公立小浜病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第14 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第15 若狭消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第16 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第17 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第18 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第19 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第20 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第21 教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第22 予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第23 議会運営委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第24 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 追加日程第25 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）
- 追加日程第26 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 追加日程第27 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に

基づく町税の特例に関する条例の一部改正について)

- 追加日程第 2 8 議案第 3 0 号 若狭町行政組織条例の一部改正について
- 追加日程第 2 9 同意第 1 号 若狭町副町長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 0 同意第 2 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 1 同意第 3 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 2 同意第 4 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 3 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時17分 開会)

○事務局長（旭明男局長）

皆さんおはようございます。議会事務局長の旭でございます。ただいまから開会されます臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。初議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま、御出席の議員の中で、北原武道議員が年長議員でありますので、北原議員にお願い致します。北原議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（北原武道議員）

ただいま指名を受けました北原でございます。

本日の臨時会の開会にあたりまして、事務局から説明がありましたように、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長が選出されるまでの間でございますが、議員各位の御協力により、無事、任務が果たせますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名です。

定足数に達しましたので、ただいまから令和7年第2回若狭町議会臨時会を開会します。日程に先立ち、議会事務局長から諸般の報告をします。

○事務局長（旭明男局長）

報告いたします。

地方自治法第121条の規定により議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか、各担当課長の出席を求めました。以上でございます。

○臨時議長（北原武道議員）

ここで、町長から、臨時会招集についての挨拶を受けます。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様おはようございます。本日、令和7年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。まずもって、4月13日に執行されました若狭町議会議員選挙において、現職8名、新人6名の議員の皆様が、御当選をされました。心よりお祝い申し上げます。若狭町の発展と住民福祉の増進のために、益々御活躍されますことを御祈念申し上げます。そして、私も先般の若狭町長選挙において、無投票当選という結果を賜りました。再び町政を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いであります。町民の皆様の負託に応えるべく、2期目も全力で町長の職務に邁進するとともに、町民の皆様の命と暮ら

しを守り、未来に希望を持っていいただけるよう明日への挑戦を続ける覚悟でございます。また、人口減少や少子高齢化など地域課題は山積しております。物価高騰など不安定な社会情勢の中で、町政に対する関心は高まっております。スピード感をもって対応するとともに議員の皆様とも議論を重ねながら、町政を前に進めてまいる所存です。議員各位におかれましても、町政の推進にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。さて、本日、御提案いたします案件につきましては、専決処分の報告1件と承認3件、条例の一部改正が1件、人事案件が4件の計9議案でございます。議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（北原武道議員）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより、日程に入ります。

～日程第1 仮議席の指定について～

○臨時議長（北原武道議員）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただ今、御着席の議席といたします。

～日程第2 議長の選挙について～

○臨時議長（北原武道議員）

日程第2「議長の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

○臨時議長（北原武道議員）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

○臨時議長（北原武道議員）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

議長に熊谷勘信議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました熊谷勘信議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○臨時議長（北原武道議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました熊谷勘信議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました熊谷勘信議員が、議場におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。当選人は受諾の挨拶をお願いします。

熊谷勘信議員

○議長（熊谷勘信議員）

皆さん、改めましておはようございます。私はこの令和7年第2回若狭町議会臨時会におきまして、町議会議長に選出いただきましたことに、身に余る光栄と感謝申し上げますとともに、決意を新たに、更なる町政の発展と町民の福祉向上、そして公正かつ円滑な議会運営のため、全力で職責を果たす覚悟で努めてまいりたいと思っております。今全国的に大きな問題となっております少子化や人口減少対策が重要な課題であります。そうした中、渡辺町長は学校給食の無償化に向けた取り組みを掲げられておられます。まさに少子化や人口減少に大きく結びつくものと期待をしているところでございます。町には多くの課題が山積しております。これからの若狭町を担う子どもや若者が希望を持ち、町民が安心安全で暮らせるまちづくりのため、議会と行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。どうか皆様方の一層の御協力と御鞭撻、御支援を心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（北原武道議員）

以上で議長の選挙を終了します。ここで、暫時休憩します。

(午前 9時29分 休憩)

(午前 9時30分 再開)

～追加日程第1 議席の指定について～

○議長（熊谷勘信議員）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

お諮りします。

これより議事は、お手元に配布した、追加議事日程として進めたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、これよりの議事は、追加議事日程により進めることに決定しました。お諮りします。

追加日程の第1として「議席の指定」を議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、これより「議席の指定」を議題といたします。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり議席の指定をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、議席はただいま指定したとおりとします。

～追加日程第2 会議録署名議員の指名について～

○議長(熊谷勘信議員)

次に、追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番、中村美穂議員、2番、檜鼻貴博議員を指名します。

～追加日程第3 会期の決定について～

○議長(熊谷勘信議員)

追加日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

～追加日程第４ 副議長の選挙について～

○議長（熊谷勘信議員）

追加日程第４「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に、谷川暢一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました谷川暢一議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷川暢一議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました谷川暢一議員が、議場におられます。

本席から、会議規則第３３条第２項の規定により、副議長当選の告知をします。

当選人は受諾の挨拶をお願いします。

谷川暢一議員

○副議長（谷川暢一議員）

ただいま指名推薦の御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。副議長

の職を務めさせていただくにあたり、一言御挨拶申し上げます。重責に身の引き締まる思いでありますとともに、議長をしっかりとサポート、フォローし、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をどうかよろしくお願いいたします。若狭町も町制20周年を迎えまして、色々な式典、施策が一段落し、これから25年、30年に向かって更に発展していくために様々な施策が打ち出されていくことと思います。町議会におきましても、20年ぶりの選挙が行われました。町民の皆さまからは新しい力、新しい方への大きな期待が寄せられているという結果になったと感じております。裏を返せば現状への不満と見て取れると感じております。そこを肝に銘じ、これから議会運営に活かしていかなければいけないと感じております。また、行政に対しましても、良いものはしっかりと後押しをし、改善すべきはきちんと提言をしていくという、是々非々の関係を築きあげていきたいと思っておりますので、重ねまして皆様の御協力をよろしくお願いいたしますとともに、御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

～追加日程第5 発議第1号～

○議長（熊谷勸信議員）

以上で副議長の選挙を終了します。

追加日程第5、発議第1号「広報特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番、川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

発議第1号 広報特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町議会において町政の現状・動向・議会の活動状況等を広く町民に周知し、開かれた議会を追求するとともに、町政に対する理解と協力を得る方策として、議会広報紙発行等に係る調査編集を実施するため、地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、広報特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議の上、何とぞ決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。よろしくお願いいたします。提出者 若狭町議会議員 川島富士夫

○議長（熊谷勸信議員）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第1号「広報特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって 発議第1号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第6 発議第2号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第6、発議第2号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」を議題とします。提出者の説明を求めます。4番、松本弘康議員

○4番（松本弘康議員）

発議第2号 原子力発電安全対策特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。若狭地域は全国でも原子力発電所が集中した地域であり、当町は隣接の町となっています。現在の原子力発電を取り巻く状況は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国は安全規制の在り方を抜本的に見直し、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直すべく、原子力規制委員会を設置し、電力事業者等への安全規制の強化が進められています。当議会では、規制基準に適合すると認められる県内7基の原子力発電所が再稼働する状況にある中、電力需要のひっ迫に対応するとともに、バックエンドへの対策の加速化など、原子力発電を取り巻く課題や諸施策についての調査研究を行うとともに、専門家による原子力に関する見識を高め、町民が原子力発電に対して感じている疑問や不安に対する明快な説明と実効性のある安全対策並びに地域産業の更なる振興発展を推し進めるよう、国及び電力事業者に対して求めているかなければなりません。つきましては地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、原子力発電安全対策特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議の上、何とぞ、決議賜りますようお願い申し上げまして、提案

理由の説明といたします。提出者 若狭町議会議員 松本弘康

○議長（熊谷勘信議員）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第2号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって 発議第2号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第7 発議第3号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第7 発議第3号「議会改革特別委員会の設置について」を議題とします。提出者の説明を求めます。6番、岩本克己議員

○6番（岩本克己議員）

発議第3号 議会改革特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。近年、各町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化しております。本町議会としても住民の代表機関として適切な役割を果たすため、今後も議会活動の充実、資質の向上のために必要な事項を検討し、町民から信頼される議会として、改善を図らなければならないと考えます。つきましては、議会運営、委員会活動、議会の情報公開、条例、規則及び運営方法などを調査研究し、議会の改革を図るため、地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、議会改革特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

まして、提案理由の説明といたします。提出者 若狭町議会議員 岩本克己

○議長（熊谷勘信議員）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第 3 号「議会改革特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって 発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第 8 常任委員会委員の選任について から

追加日程第 1 2 議会改革特別委員会委員の選任について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第 8「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第 1 2「議会改革特別委員会委員の選任について」までの 5 件を一括議題にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認め、5 議案を一括議題とします。

お諮りします。

常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の委員の選任については、若狭町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8から追加日程第12の各委員の選任については、議長において指名することに決定しました。ここで、暫時休憩します。

（午前 9時48分 休憩）

（午前 9時48分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再会します。

追加日程第8から追加日程第12の各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の各委員については、若狭町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長から、ただ今配布いたしました各委員名簿のとおり指名します。

～追加日程第13 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第13、「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を議題とします。公立小浜病院組合議会議員は、同組合同規約により若狭町議会議員の中から、5名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員に、松本弘康議員、岩本克己議員、川島富士夫議員、倉谷明議員、藤田正美議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました議員を、公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、松本弘康議員、岩本克己議員、川島富士夫議員、倉谷明議員、藤田正美議員が、公立小浜病院組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第14 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○議長(熊谷勘信議員)

次に、追加日程第14、「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。敦賀美方消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に、松本弘康議員、久保幸子議員、増井文雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました議員を、敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、松本弘康議員、久保幸子議員、増井文雄議員が、敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第15 若狭消防組合議会議員の選挙について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第15、「若狭消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。
若狭消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、2名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に檜鼻貴博議員、倉谷明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました議員を、若狭消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、檜鼻貴博議員、倉谷明議員が、若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第１６ 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第１６、「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。美浜・三方環境衛生組合議会議員は同組合規約により若狭町議会議員の中から、５名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、松本弘康議員、久保幸子議員、岩本克己議員、増井文雄議員、私、熊谷勘信 を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました議員を、美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、松本弘康議員、久保幸子議員、岩本克己議員、増井文雄議員、熊谷勘信が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第１７ 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第１７、「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とし

す。嶺南広域行政組合議会議員は、同組合規約により、若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員に、谷川暢一議員、増井文雄議員、私、熊谷勘信を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました議員を、嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、谷川暢一議員、増井文雄議員、熊谷勘信が、嶺南広域行政組合議会議員に、当選しました。

ただいま執行の、嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第18 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について～

○議長(熊谷勘信議員)

次に、追加日程第18、「若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について」を議題とします。若狭広域行政事務組合議会議員は、同組合規約により、若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。若狭広域行政事務組合議会議員に、中村美穂議員、藤田正美議員、辻岡正和議員を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました議員を、若狭広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、中村美穂議員、藤田正美議員、辻岡正和議員が、若狭広域行政事務組合議会議員に、当選しました。

ただいま執行の、若狭広域行政事務組合議会議員選挙について、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第19 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○議長(熊谷勘信議員)

次に、追加日程第19、「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、同広域連合規約により若狭町議会議員の中から、1名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同広域連合議会議員になっていますので、私、熊谷勘信を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました私、熊谷勘信を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、熊谷勘信が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、暫時休憩とします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

先ほど選任しました、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会のそれぞれの正副委員長については、各委員会から決定報告がありましたので、報告します。

総務産業建設常任委員会委員長に増井文雄委員、同じく副委員長に岩本克己委員、教育厚生常任委員会委員長に川島富士夫委員、同じく副委員長に倉谷明委員、予算決算常任委員会委員長に谷川暢一委員、同じく副委員長に増井文雄委員、議会運営委員会委員長に北原武道委員、同じく副委員長に松本弘康委員、広報特別委員会委員長に川島富士夫委員、同じく副委員長に速水真由子委員、原子力発電安全対策特別委員会

委員長に松本弘康委員、同じく副委員長に北原武道委員、議会改革特別委員会委員長に岩本克己委員、同じく副委員長に檜鼻貴博委員。

以上のとおり、決定しましたので報告します。

～追加日程第２０ 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから

追加日程第２３、「議会運営委員会閉会中の継続調査について～

○議長（熊谷勘信議員）

追加日程第２０、「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から追加日程第２３、「議会運営委員会閉会中の継続調査について」までの４件を一括議題にしたいと思います。これに、御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認め、４議案を一括議題とします。

各委員会の委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規程によってお手元に配布しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに決定しました。

～追加日程第２４ 報告第２号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第２４、報告第２号「専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）」を議題とします。報告を求めます。渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、報告第２号「専決処分の報告について」につきまして、報告申し上げます。本件につきましては、令和６年１２月２３日に発生した管理瑕疵による事故について、相手方との和解が成立し、賠償額を決定したものです。議会の権限中、町長の専決事項に指定された範囲でありますので、令和７年４月１１日付けで、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第２項の規定に従い、御報告申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

報告が終わりました。

～追加日程第２５ 承認第２号から追加日程第２７ 承認第４号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に追加日程第２５、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」から、追加日程第２７、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について）」までの３議案を、一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、承認第２号から承認第４号までの、「専決処分の承認を求めることについて」それぞれ提案理由の説明を申し上げます。まず、承認第２号「若狭町税条例の一部改正について」であります。本件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。次に、承認第３号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。本件につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。次に、承認第４号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」であります。本件につきましては、離島振興法第２０条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。以上３件につきまして、それぞれ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定に従い、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」 本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」 本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について）」 本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第２８ 議案第３０号～

次に追加日程第２８、議案第３０号「若狭町行政組織条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第３０号「若狭町行政組織条例の一部改正について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本案は、若狭町の行政組織の一部を変更するため、

条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

「（質疑なし）の声あり」

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、討論を行ないます。討論はありませんか。

「（討論なし）の声あり」

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第30号「若狭町行政組織条例の一部改正について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

（二本松副町長 退場）

～追加日程第29 同意第1号から追加日程第31 同意第3号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に追加日程第29、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」から同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」の3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第1号から同意3号までの3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。まず、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」であります。若狭町副町長につきましては、二本松正広氏の任期が、令和7年

5月31日をもって満了いたします。そこで、引き続き、二本松正広氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。二本松氏は、令和3年6月1日から4年間にわたり、若狭町副町長として町行政の推進に尽力していただいております。本町の副町長として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、引き続き御同意の程よろしくお願い申し上げます。なお、副町長としての任期は、法令規定により4年であり、令和7年6月1日から令和11年5月31日までとなります。次に、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。現在、本町の教育委員会は、教育長及び4名の委員により構成されております。そのうち、岡勝之氏は、令和7年5月13日をもってその任期が満了いたします。そこで、後任の教育委員会委員として松村真一氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。松村氏は、大学を卒業後、民間企業に入社され、その後、平成12年4月からは、有限会社ネクストトレーディングを設立し、代表取締役社長を現在務められています。地域では、PTAや子ども会活動などに積極的に参画されておられます。本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、何卒御同意の程よろしくお願い申し上げます。なお、松村氏の教育委員会委員としての任期は、法令規定により4年であり、令和7年5月14日から令和11年5月13日までとなります。

次に、同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。本町の識見を有する者のうちから選任する監査委員の河原武教氏の任期が、令和7年5月10日をもって満了いたします。そこで、後任の監査委員として内藤久幸氏を選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。内藤氏は、長年にわたり福井県職員として地方行政に携われ、総務部企画参事をはじめ、若狭健康福祉センター所長など、多岐にわたる分野に精通されておられます。また、令和3年4月から4年間にわたり、わかさ東商工会事務局長として、商工業や地域経済の発展に御尽力されておられます。内藤氏は、若狭町監査委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、何卒御同意の程よろしくお願い申し上げます。なお、内藤氏の監査委員としての任期は、法令規定により4年であり、令和7年5月11日から令和11年5月10日までとなります。以上、3件につきまして、説明申し上げましたが、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました３議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

同意第１号「若狭町副町長の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって、同意第１号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午前１０時２９分 休憩）

（二本松副町長 入場）

（午前１０時３１分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

次に、同意第２号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって、同意第２号は、同意することに決定しました。

次に、同意第３号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」賛成の議員は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。

したがって、同意第３号は、同意することに決定しました。

～追加日程第３２ 同意第４号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第３２、同意第４号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、同意第４号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、若狭町監査委員のうち、若狭町議会議員から選任する監査委員が、令和７年４月３０日をもって欠員となっているため、辻岡正和氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。以上、御説明申し上げましたが、何卒御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し採決を行います。

同意第４号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」本案について原案のとおり同意することに賛成の議員は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

起立全員です。したがって、同意第４号は、同意することに決定しました。

～追加日程第３３ 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、追加日程第３３「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。お諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

「（異議なし）の声あり」

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配布のとおり、報告し、また、派遣することに決定しました。

○議長（熊谷勘信議員）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、令和７年第２回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本臨時会の御審議によりまして、若狭町議会の議長という重責を担うこととなりました。もとより、そのような器ではございませんが、若狭町議会議長として、住民福祉の向上、そして町の発展のために誠心誠意全力で務めさせていただきたいと気持ちを新たにいたしております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会の組織につきましても新たな構成も決定しました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のために御尽力いただきますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。ただいまは、御提案いたしました案件に対し、妥当なる御決議を賜り、誠にありがとうございました。また、本議会で議会の構成が新しくなりました。議長に熊谷勘信議員が、副議長に谷川暢一議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。また、議会構成につきましても、新たな組織となり、議員各位の更なる御活躍を御祈念申し上げますとともに、若狭町発展のため、町行政に対しましても、なお一層の御指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

（午前１０時３９分 閉会）